

八女市職員飲酒運転撲滅のための行動指針

令和7年12月改定

八 女 市

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| ○飲酒運転撲滅宣言 | 2 |
| ○飲酒運転撲滅に向けた市長メッセージ | 3 |
| I 飲酒運転撲滅の取組みについて | 4 |
| II 行動指針の基本的な考え方 | 5 |
| III 具体的な行動指針 | 6 |
| 1 職員自らの取組み | |
| 2 各職場での取組み | |
| (1) 日常の意識啓発 | |
| (2) 飲酒時の具体的取組み | |
| (3) 家族や同僚等の協力 | |
| 3 全庁的な取組み | |
| (1) 注意喚起 | |
| (2) 研修の充実強化 | |
| (3) 管理監督職員の役割 | |
| (4) 地域での広報啓発 | |
| IV 参考資料 | 8 |
| ・道路交通法による罰則等（抜粋） | |
| ・福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（前文抜粋） | |
| ・八女市職員の交通法規違反及び交通事故に係る懲戒処分等に関する要綱 | |
| ・安全運転のための心がけ | |
| ・飲酒運転防止のためのチェックリスト | |
| ・お酒の飲み方シート | |

○飲酒運転撲滅宣言

飲酒運転撲滅の誓い

私たちは、全体の奉仕者である八女市職員として、飲酒運転が尊い人命を一瞬にして奪い去る悪質な犯罪行為であることを深く認識し、市民の信頼を損なう行為は断じて行いません。今回の職員による酒気帯び運転事案を自らのこととして厳粛に受け止め、ここに改めて、公私を問わず、いかなる理由があろうとも「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを固く誓い、下記事項を遵守することを宣言します。

記

1 飲酒運転の絶対禁止

酒気を帯びて車両等を運転しません。特に、翌日に運転する予定がある場合は、飲酒量や時間に十分配慮して節度ある飲酒を心がけます。睡眠や休息を取った後であっても、酒気が残っている可能性があるときは、自身の感覚のみに頼ることなく、絶対に運転しません。

2 飲酒運転の関与禁止

飲酒運転をしようとする者に対し、車両や酒類を提供しません。また、飲酒を勧めたり、飲酒運転の車両に同乗したりしません。

3 通報と相互注意

飲酒運転をしている者やしようとしている者を発見したときは、直ちに警察へ通報します。また、職場、家庭及び地域において互いに注意を喚起し合い、飲酒運転の未然防止に努めます。

4 法令遵守と範となる行動

道路交通法をはじめとする関係法令を遵守し、飲酒運転はもとより、速度超過などの無謀な運転は行わず、常に市民の範となる安全運転に努めます。

令和7年12月3日

八女市役所職員一同

○飲酒運転撲滅に向けた市長メッセージ

平成27年1月の職員逮捕事案から約10年、私たちは「二度と飲酒運転を起こさない」という固い決意のもと、全庁を挙げて信頼回復に努めてきました。しかしながら、令和7年9月、市民の範となるべき係長級職員が、基準値を大幅に超える酒気帯び運転により検挙されるという事案が発生しました。

私は、市長就任以来、「市民の皆様との対話」を市政運営の最も重要な柱に据えてきました。対話とは、互いの「信頼関係」があって初めて成立するものです。市民の皆様の安全を脅かす飲酒運転という犯罪行為を、あろうことか市職員が犯したという事実は、この信頼関係を根底から崩すものであり、市民の皆様に対する背信行為に他なりません。積み上げてきた信頼は一瞬で崩れ去り、それを取り戻すには長い年月と多大な努力を要します。私は今、本市の市政が極めて危機的な状況にあると認識しており、断腸の思いであります。

今回の事案は、「一晩寝たから大丈夫だと思った」という安易な自己判断が招いたものです。しかし、呼気1リットルあたり1.32ミリグラムものアルコールが検出されている以上、その弁明は市民には通用しません。職員の皆さん、今一度、自分の胸に問いかけてください。「自分は大丈夫」という慢心はありませんか。「翌日の勤務や運転に支障が出るほどの飲酒」をしていませんか。自己の行動を律することができない者に、公務を担う資格はありません。

本日、ここに行動指針を改定し、私たちは新たなスタートを切ります。職員一人ひとりが、全体の奉仕者としての崇高な使命感と、市民の命を預かる責任の重さを改めて自覚してください。そして、職場、家庭、地域が一丸となって、飲酒運転を「しない、させない、許さない」環境を築き上げてください。

失墜した信頼を回復する道は平坦ではありませんが、私たちが誠心誠意、職務に邁進し、襟を正して行動することしか、その道は拓けません。市民の皆様から再び信頼される八女市役所となるために、全職員が不退転の決意で、飲酒運転の根絶に取り組むことを強く求めます。

令和7年12月3日

八女市長 簿 原 悠太朗

I 飲酒運転撲滅の取組みについて

平成27年1月に発生した職員の飲酒運転による逮捕事案を受け、八女市では「二度と過ちを繰り返さない」という固い決意のもと、職員の法令遵守の徹底を図り、交通法規について「安全運転のための心がけ」による意識向上や、「八女市職員の交通法規違反及び交通事故に係る懲戒処分等に関する要綱」の厳格な運用等に努めてきました。また、福岡県では、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」を制定（平成24年4月1日施行）し、県民に対して、飲酒運転の撲滅に向けた運動を推進してきました。八女市においても、この条例の理念の下「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という市民意識と社会風土の定着を目指してきました。

それにもかかわらず、令和7年9月、再び職員による酒気帯び運転事案が発生しました。今回の事案は、指導的な立場にある職員が、基準値を大幅に超えるアルコールを身体に保有したまま、安易な自己判断で運転を行ったものであり、市政全体に対する市民の信用を失墜させるとともに、日々懸命に職務に励んでいる大多数の職員の努力を一瞬にして無にするものです。

飲酒運転をするのも止めるのも、他の誰かではなく「自分自身」です。特に、翌日に運転を控えているにもかかわらず、過度な飲酒を行い、十分な時間を空けずにハンドルを握る行為は、プロフェッショナルである公務員としての自覚が欠如していると言わざるを得ません。職員一人ひとりが、自らの行動を厳しく律し、飲酒運転防止のために具体的な行動を起こす必要があります。

失墜した信頼を取り戻すためには、全庁的に、また各職場において、不退転の決意で飲酒運転の撲滅に取り組んでいかなければなりません。このため、今回の事案を徹底的に検証し、職員一人ひとりが誓った「飲酒運転撲滅宣言」の理念を確実に実現するための具体的な取組みとして、平成27年に策定した「八女市職員飲酒運転撲滅のための行動指針」を改正しました。

職員一人ひとりがこれを自らのものとしてしっかりと受け止め、飲酒運転撲滅に向けた行動を着実に進めていかなければなりません。さらに、この行動指針が一過性のものとならないよう、常に緊張感を持って継続して取り組んでいくことが大切です。

II 行動指針の基本的な考え方

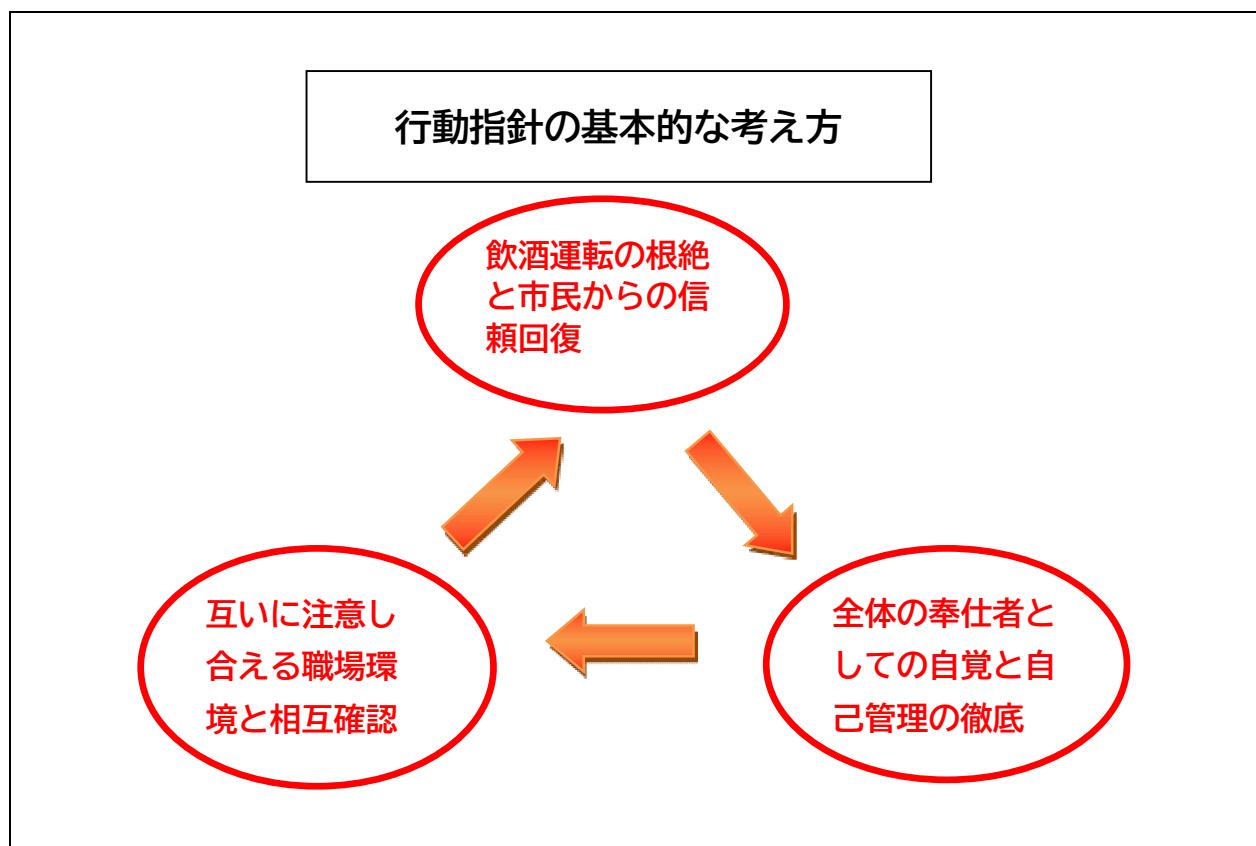
私たち八女市職員は、市民の信頼を受け、誇りを持ってまちづくりに取り組むため、次の基本的な心構えの下に日々行動します。

「職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、常に公正な職務の執行に当たります。」

「職員は、その使命を自覚し、市職員としてふさわしい品位と能力を養い、常に良識ある行動をしなければなりません。」（「八女市職員の倫理確立に関する要綱」より）

平成27年の指針策定から時が経ち、再び飲酒運転事案が発生したことは、この基本的な心構えが希薄になっていたと言わざるを得ません。私たちは、今回の事案を自らのこととして猛省し、職場から飲酒運転を根絶するという不退転の決意の下、具体的な行動を実践するための基本的な考え方を次のとおりとします。

- (1) 職員は、全体の奉仕者として市民の範となるべき立場であることを自覚し、私生活においても自らを厳しく律し、法令遵守を徹底する。
- (2) 職場から飲酒運転を二度と出さないため、職員間の意思疎通を図り、互いに注意し合える風通しの良い職場環境づくりに努める。
- (3) 失墜した信頼を回復するため、全庁的に継続した取組みを粘り強く行い、地域社会と連携して飲酒運転撲滅に向けた行動を実践する。



III 具体的な行動指針

1 職員自らの取組み

職員は、飲酒運転防止を啓発する立場であることを常に自覚し、行動します。

- 休日や勤務外であっても、八女市職員であることを常に自覚し、行動する。
- 一口でも飲酒したら、絶対に運転はしない、同席者にも絶対させない。
- 深酒はしない。二日酔いになるまで飲まない。
- 自宅外で飲酒する場合は、帰宅時間を決めておく。
- 飲酒した翌日の運転前は、アルコール検知器でアルコール濃度を確認する。
- 「飲酒運転撲滅」ステッカー等を活用し、常に飲酒運転はしないことを意識する。
- 飲酒についての正しい知識を持つ。「飲酒運転防止のためのチェックリスト」(P14)を活用して自己管理に努める。
- 「お酒の飲み方シート」(P15)を活用し、自分自身の適正飲酒を自覚する。

2 各職場での取組み

職場から飲酒運転を二度と出さないため、職員間の意思疎通を図り、各職場で行動します。

(1)日常の意識啓発

- 曰頃から、職場の朝礼などで飲酒運転の注意喚起を徹底する。
- 「飲酒運転をしない、させない、許さない、安全運転を遵守する」などの声掛けを行う。
- 飲酒運転撲滅宣言を職場内に掲示し、日々、職員の意識を高める。
- 飲酒運転撲滅ステッカー等を職場内の目立つ場所に掲示する。

(2)飲酒時の具体的取組み

- 酒席に参加する日は、家族の送迎、公共交通機関、他職員との乗り合いなどを利用し、できる限り車（自転車を含む。）での出勤はしない。
- 酒席の始まりと終わりには、必ず飲酒運転防止を徹底する。
- 適正飲酒を実行するため、あらかじめ終了時間を決めておく。
- 酒席が終わったら、お互いに帰宅方法を確認する。

(3)家族や同僚等の協力

- 職場から職員の家族に対して、飲酒運転の撲滅について理解と協力を要請する。
- 通勤方法が車以外に確保できない職員は、職場の飲み会の当日若しくは翌日に同乗させてもらえる人を事前に確認しておく。

3 全庁的な取組み

飲酒運転撲滅に向け、全庁的に継続した取組みを職場や地域で行動します。

(1) 注意喚起

- 年度初め、年末年始に市長が、飲酒運転の撲滅、職員の綱紀粛正について訓示する。
- 福岡県が定める「飲酒運転撲滅の日」（毎月25日）に職場等で注意喚起を行う。
- 飲酒運転による悲惨な結果を認知するため、啓発チラシの配布や庁内電子掲示板により周知する。
- パソコンの待機画面等に飲酒運転撲滅のメッセージを表示する。
- 公用車及び職員の名札に、飲酒運転撲滅ステッカーを貼付する。

(2) 研修の充実強化

- 飲酒運転による悲惨な事故のビデオ等による研修等を実施する。
- 飲酒に伴う身体への影響を学ぶため、アルコールに関する研修等を実施する。
- 適切な飲酒方法、飲酒量とアルコール分解能力の関係など、産業医等への相談を推進する。
- 福岡県市町村職員研修所等が実施する公務員倫理及び職員の綱紀粛正に関する研修カリキュラムに積極的に参加させる。

(3) 管理監督職員の役割

- 管理監督職員等は、常日頃から所属職員の健康状態や飲酒の傾向等を把握して、必要に応じて助言や改善指導、専門医による受診勧奨等を行う。

(4) 地域での広報啓発

- 職員は、飲酒運転撲滅に関する催しやキャンペーン活動等に積極的に取り組む。
- 日常業務の機会を捉え、市民や事業者に対する飲酒運転撲滅の活動に積極的かつ継続的に取り組む。

IV 参考資料

●道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）による処罰等（抜粋）

※平成21年の改正で飲酒運転に対する厳罰化が図られています。

[違反点数]

| 違反種別 | 点数 |
|------------------------------|----------------------------|
| 酒酔い運転 | 35点 |
| 酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度) | 0.25mg以上 25点 |
| | 0.25mg未満 (0.15mg以上) 13点 |

[罰則] ※自転車を含む。(令和6年11月改正)

| | |
|--------|----------------------|
| 酒酔い運転 | 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 |
| 酒気帯び運転 | 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 |

[行政処分]

| | |
|--------|---|
| 酒酔い運転 | <ul style="list-style-type: none">基礎点数 35点 免許取消し 欠格期間 3年(※) |
| 酒気帯び運転 | <ul style="list-style-type: none">呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満 基礎点数 13点 免許停止 期間 90日(※)呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上 基礎点数 25点 免許取消し 欠格期間 2年(※) <p>(※) 前歴及びその他の累積点数がない場合</p> <p>(※) 欠格期間とは、運転免許が取り消された場合、 運転免許を受けることができない期間</p> |

●福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（前文抜粋）

この条例は、福岡県において深刻な状況にある飲酒運転の撲滅を図るために制定された全国初の罰則付き飲酒運転撲滅条例です。

（前文）

平成24年4月1日施行

本県では、平成十八年八月、飲酒運転により幼い三人の命が突然奪われるという悲惨な事故が発生し、県民は、飲酒運転のおそろしさに大きな衝撃を受け、飲酒運転は絶対に許さないと決意したところである。しかしながら、その後、法令による厳罰化が進み、取締りの努力が続けられているにもかかわらず、平成二十三年二月の男子高校生二人をはじめ犠牲者が続き、今もなお、飲酒運転事故が後を絶たない状況にある。

また、飲酒運転による検挙者の半数が再犯者と推定されていることから、残念ながら常習的に飲酒運転を繰り返す県民の存在を否定できず、現行法令により道路交通の現場において行われる取締りだけでは、現状を打破することは困難である。

このような憂慮すべき状況の背景には、飲酒運転の危険性と結果の重大性に対する社会的な認識の甘さがあることを指摘する声があり、まず、常習者の徹底的な自己啓発と県民意識、社会風土の改革が急がれるところである。しかし、一方で、飲酒運転による検挙者の中には、アルコール依存症が疑われる方も多数存在することが判明しており、このような疾病の場合には、啓発は功を奏しないとされている。

したがって、飲酒運転の撲滅のためには、取締りの強化だけではなく、まず、検挙者ひとりひとりの特性に応じた適切な予防措置を講じ、二度と飲酒運転を繰り返させないことが重要である。また、飲食店等において、運転者に飲酒をさせないための取組を進めることも不可欠である。

もはや、私たちは、県民の生命と安全が日々脅かされている事態をこのまま看過することはできない。

よって、ここに、県民が飲酒運転に至る経緯を見据えた適切な対策を講じるとともに、飲酒運転撲滅のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、飲酒運転のない、県民が安心して暮らせる社会を実現するため、この条例を制定する。

●八女市職員の交通法規違反及び交通事故に係る懲戒処分等に関する要綱

この要綱は、交通違反・事故を起こした職員の懲戒処分等の基準を定めたものです。

（趣旨）

平成23年1月1日施行

第1条 この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）その他の関係法令の規定に違反した職員及び交通事故を起こした職員に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分その他けん責（以下「処分」という。）を厳正

かつ公平に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通法規違反 自動車又は原動機付自転車の運転に関し、法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)別表第2の1の上欄に掲げる違反行為の種別のうち同表の下欄に掲げる基礎点数6点以上のものをいう。
- (2) 交通事故 自動車、自動二輪車、原動機付自転車又は軽車両の交通事故による人の死傷又は物の損壊をいう。

(処分の対象)

第3条 処分の対象となる職員の交通法規違反及び交通事故は、次のとおりとする。

- (1) 職員自らの運転により発生したもの
- (2) 職員が運転者に対し交通法規違反を教唆、ほう助、黙認したことにより発生したもの
- (3) 飲酒運転(令別表第2の1に規定する酒酔い運転、酒気帯び運転をいう。以下同じ。)となることを知りながら、これに同乗した場合により発生したもの

(報告書の提出)

第4条 前条に規定する交通法規違反及び交通事故を行つた職員は、交通事故等報告書(別記様式)により所属長を経由し、市長に報告しなければならない。

2 当該職員が当該交通事故によって死亡、負傷その他の理由により前項の報告ができないときは、所属長がその内容を調査し、市長に報告するものとする。

(処分の種類)

第5条 処分の種類は、戒告、減給、停職及び免職並びに訓告とする。

(処分の基準)

第6条 処分の基準は、原因が悪質又は重大な過失があると認められる交通法規違反及び交通事故に対しては、厳重処分を基本とし、別表のとおりとする。

(処分の加重減免)

第7条 前条に規定する場合において職員を処分するときは、次に掲げる事項を勘案し、加重又は減免することができるものとする。

- (1) 事故又は交通法規違反の回数
- (2) 事故又は交通法規違反の重複

- (3) 事故又は交通法規違反の報告の有無
- (4) 事故の相手方の過失の有無及び程度
- (5) 事故及びその後の処理状況
- (6) その他勘案すべき状況がある場合

(管理監督者等の責任)

第8条 職員が交通事故等により懲戒処分等を受けた場合、当該職員の服務等について管理監督する立場にある職員に対して、懲戒処分等を行う場合があるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第6条関係）

1 交通法規違反における懲戒基準

| 違反行為 | 懲戒基準 |
|------------|----------|
| 飲酒運転 | 免職 停職 |
| 無免許運転 | 停職 減給 |
| 速度超過 | 減給 戒告 訓告 |
| その他の交通法規違反 | 減給 戒告 訓告 |

備考 この表における運用方針は、次のとおりとする。

(1) 公務中の交通法規違反は、公務外より処分を重くする。

(2) 飲酒運転を行った場合は、原則として免職とする。

2 速度超過とは、法定速度を30キロメートル以上超過した場合をいう。

2 交通事故における懲戒基準

| 違反行為 | 懲戒基準 | | | | |
|-----------|-------|----------|----------|----------|-------|
| | 致死 | 傷害 | | 物損 | |
| | | 重傷 | 軽傷 | | |
| 飲酒運転 | 免職 | 免職 停職 | 免職 停職 | 免職 停職 | 免職 停職 |
| 無免許運転 | 免職 | 免職 停職 | 停職 減給 | 停職 減給 | 停職 減給 |
| あて逃げ ひき逃げ | 免職 | 免職 停職 | 免職 停職 | 停職 減給 | 停職 減給 |
| 速度超過 | 免職 | 免職 停職 | 停職 減給 | 停職 減給 | 停職 減給 |
| その他の過失運転 | 免職 停職 | 免職 停職 減給 | 停職 減給 戒告 | 減給 戒告 訓告 | |

備考 この表における運用方針は、次のとおりとする。

- (1) 公務中の交通事故は、公務外より処分を重くする。
 - (2) 飲酒運転をし、かつ交通事故を起こした場合は、原則として免職とする。
- 2 あて逃げ及びひき逃げとは、法第72条第1項の義務を怠った場合をいう。
- 3 速度超過とは、法定速度を30キロメートル以上超過した場合をいう。
- 4 「重傷」とは、治療を要する期間が30日以上の場合を、「軽傷」とは30日未満の場合をいう。

交通違反・交通事故の報告手順

交通法規違反及び交通事故を行った職員は、電話等により直ちに所属長へ報告しなければなりません。

報告を受けた所属長は、「八女市職員の交通法規違反及び交通事故に係る懲戒処分等に関する要綱」に基づき、人事課長へ当該事案の概況を報告するとともに、当該事案について交通事故等報告書を提出しなければなりません。

《報告が必要な事案》

- 道路交通法施行令にある一般違反行為に対する基礎点数6点以上のもの
 - ・30km/h以上の速度超過などの免許停止処分、免許取消し処分などの行政処分を受けることとなる交通違反
 - ・飲酒運転などの罰金刑や拘禁刑が科せられることとなる交通違反
- 物損事故、人身事故などのいわゆる交通事故

●安全運転のための心がけ

職員の交通安全に対する意識向上を図り、交通違反・事故防止に向け、日常的に注意喚起を行うために、八女市職員交通安全対策会議で策定したものです。

安全運転のための心がけ

- 1 自動車を運転する人が出かける前に、上司等が一声(状況に応じた内容)をかける。
- 2 「安全運転の三要素」①情報の認知②適切な判断③確実な操作を的確に実行する。
- 3 自動車を運転する際は、公用車に限らず、常に「公務員としての自覚」を持って運転をする。
- 4 体調が悪い時は、「運転をしない、させない」職場づくりをする。
- 5 公私を問わず、常に危機管理意識(マンネリ化しないよう)を持って、自動車を運転する。
- 6 「だろう運転」といった見込み運転は絶対にせず、「かもしれない運転」のように危険を予測した運転をする。また、時間に余裕をもって出発する。
- 7 サイドミラーの安全確認は、構造上見えない「死角」があるため、必ず「目視」による安全確認を行う。
- 8 乗車をする時は、後方や周囲の安全状況を目視で確認する。また、同乗者がいる場合は、後退時などは必ず車両の誘導をし、安全確認を行う。
- 9 飲酒運転を絶対しない、させない、許さない！

令和7年4月24日 八女市職員交通安全対策会議

※このシートは、飲酒について正しい知識を持ち自己管理に努めるためのものです。

《飲酒運転防止のためのチェックリスト》

■職員用

Yes No

- 飲酒運転に対する罰則や処分の内容について説明できる
- 自転車も「車両」であり、酒気帯び運転が懲役や罰金の処罰対象となることを知っている
- 少しの飲酒でも、注意力や反応速度に影響があることを知っている
- 少しの飲酒でも「飲んだら乗らない」を徹底している
- 「一晩寝たから大丈夫」「汗をかいたから抜けた」という自己判断は誤りであり、睡眠中もアルコールは容易に抜けないことを知っている
- 翌日に運転する予定があるときは、飲酒量や時間を制限（節酒）し、酒気が残るリスクを確実に避けている
- 飲酒する場所に車・バイク・自転車で行かないことにしている
- 深夜まで飲んだときは、翌日、運転しないようにしている
- 車（自転車含む）を運転する者に酒を勧めること、飲酒運転と知って同乗することも自ら運転を行うことと同様に許されないことを知っている
- 飲んで運転しようとしている同僚に「乗るな。」と言える
- アルコール依存の傾向はない（又は専門機関に相談している）
- 飲酒運転について家族と話し合った

■管理監督職員用

Yes No

- アルコールの作用・害（特に分解時間の個人差や二日酔いの危険性）について、正しい知識の周知に努めている
- 飲酒運転の罰則（自転車を含む）や厳しい処分を職員に周知している
- 事故や違反があった場合の報告義務について、職員に徹底している
- 始業時において、職員の顔色、呼気、体調に異変がないか、顔を合わせた観察（対面確認）を徹底している
- 職場の飲み会の際には、翌日の業務や通勤方法まで確認し、飲酒運転することのないよう指導を徹底している
- 飲酒運転の反社会性について、意識の定着を図っている
- 飲酒運転を相互に戒め合う、ものが言える職場の雰囲気づくりをしている
- 飲酒運転が他で発生した場合には、職員に知らせ注意を喚起している
- 飲酒運転の防止のための具体的な方策を職員間で話し合い、講じている
- 職員の健康管理（飲酒傾向）に留意し、必要に応じて専門機関への受診を促している

※このシートは、自分のお酒の飲み方を振り返り適正飲酒を自覚するためのものです。

お酒の飲み方シート

普段の飲酒状況

- ① 頻度： 回／週 回／月 飲まない
- ② 1回に飲む量：
・ビール (m l) 本 合 ・日本酒 合 ・焼酎 (:) 杯
・ワイン 杯 ・その他 ()
- ③ 過去1年間に飲みすぎで二日酔いになったことはありますか？
1か月に1回以上ある 1か月に1回未満ある ない
- ④ 過去1年間に飲酒により飲酒時のこと思い出せないことがありましたか？
1か月に1回以上ある 1か月に1回未満ある ない
- ⑤ 過去1年間に飲酒を制限することでストレスを感じがありましたか？
1か月に1回以上ある 1か月に1回未満ある ない

私がお酒を飲みすぎた時に想定されるリスクは？

自分の健康のために今よりお酒を減らしたいと思いますか？

- いつも思う 時々思う たまにそう思う
ほとんど思わない 全く思わない

適正飲酒を実行するために、自分が目標とする飲酒量は？

- ① 頻度： 回／週 回／月 飲まない
- ② 1回に飲む量：
・ビール (m l) 本 合 ・日本酒 合 ・焼酎 (:) 杯
・ワイン 杯 ・その他 ()